

熱海市農業委員会

令和7年10月総会 議事録

1. 日 時	令和7年10月24日（金） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 田中 公一 出席職員（事務局） 中島 浩太郎 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 非農地証明申請について 3. 非農地証明申請について 4. 農地法第3条の規定による許可申請について 5. 非農地証明申請について 6. 農地転用事実確認願について 7. 非農地証明申請について 8. 農地転用事実確認願について 9. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号は非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。申請者は、 土地の所在が、下多賀、地目が登記畑、現況宅地、142㎡です。 耕作以外に供した年月日が1996年ごろ。耕作以外の目的に供した理由はプロパン庫を設置したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、

宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員

写真を見てもらうとわかると思いますが、資材置き場になっているので、非農地で問題ないと思います。

山田 秀明議長

議案2と3も同じ所有者で非農地なので事務局一緒に説明をお願いします。

事務局

議案2申請者は同じで、土地の所在が下多賀、登記畑、現況宅地、面積450㎡。耕作以外に供した年月日が2015年ごろ。物置小屋を設置したため。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったため。その他が農地の区分第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。議案3が申請者は同じで、土地の所在が、下多賀、登記畑、現況雑種地、面積200㎡。耕作以外に供した年月日は不明。耕作以外の目的に供した理由は、物置・資材置き場にしたため。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったため。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案4号農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者は譲渡人が、譲受人が。土地の所在が、上多賀、地目が登記田・現況畑、49㎡です。契約の内容が所有権移転です。譲受人が所有する農地は、賃借で739㎡。所有する機械が、管理機1台、草刈り機1台・チェーンソー1台です。作付け作物・面積が野菜で49㎡です。農作業に従事する者が農業、農作業経験10年、年間農作業従事日数が200日、臨時雇用労働力がなし。住所地からの距離が車で5分。その他は農地の区分が第3種、農振の区分は地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

家庭菜園ぐらいの土地ですが、他でも借りてきれいにやっているので問題ないと思います。

山田 秀明議長 全 員	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 5 号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、非農地証明申請についてです。申請者は 。土地の所在が、林ヶ丘 、地目が登記田・現況宅地、297㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和25年頃。耕作以外の目的に供した理由は、平成20年1月5日に相続により所有権を取得し現在に至るということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法がわからなかったためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
尾崎隆英推進委員	写真を見てもらうとわかると思いますが、建物が建っていますが空き家になっています。耕作されていないので、問題ないと思います。
山田 秀明議長 全 員	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 6 号農地転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号、農地転用事実確認願についてです。申請者は 。土地の所在が、下多賀 、登記田・現況宅地、177㎡。下多賀 、登記田・現況その他、54㎡です。許可年月日が昭和56年12月22日と平成5年10月25日です。使用目的が共同住宅。建築面積が92.56㎡と66.24㎡です。転用完了年月日が昭和57年と平成8年です。その他が、農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	小松さん調査に行った状況いかがですか。
小松久峰推進委員	アパートが建っているので問題ないと思います。
山田 秀明議長 全 員	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案 7 号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第7号、非農地証明申請についてです。申請者は。土地の所在が、下多賀、登記田、現況公衆用道路、34㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳。耕作以外に供した理由が、平成19年に相続したものであるため、詳細については不明。登記記録によると昭和54年に分筆された土地であり申請地北側を宅地化した昭和56年ごろには道路として使用されていたと記憶しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法がわからなかったため。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

小松さん調査に行った状況いかがですか。

小松久峰推進委員

道路なので問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案8号農地転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第8号、農地転用事実確認願についてです。申請者は。土地の所在が、桜町、登記畑・現況その他、102㎡です。許可年月日が令和7年7月31日です。使用目的が駐車場と資材置場。建築面積が102㎡。転用完了年月日が令和7年9月25日。その他が、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さん調査に行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員

駐車場と資材置場ということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 湯河原町との情報交換会について
日程等報告し委員了承。
2. 畑作物の寄付先について
委員に説明し了承。
3. 次回の畑作業日程について
委員に確認し了承。
4. 伊豆山新嘗祭の出席について
出席者を確認し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄